

精子凍結みらいバンク™利用契約書

お客様のお名前（以下「利用者」という。）と HDX セルバンク株式会社（以下「当社」という。）は、以下のとおり、精子凍結みらいバンク™の利用に関する契約を締結する（以下「本契約」という。）。

第1条（定義）

- 本契約において「精子細胞」とは、利用者本人から採取された精液に含まれる精子をいう。
- 2 本契約において「医療機関」とは、不妊治療を実施する公益社団法人日本産科婦人科学会から認定を受けた生殖補助医療（体外受精・顕微授精）実施医療機関をいう。
 - 3 本契約において「担当医師」とは、利用者が精子細胞の返還を依頼する際に、返還先として指定する医師をいう。
 - 4 本契約において「検査機関」とは、当社が指定する都道府県から認可を受けた検査機関又は医療機関をいう。
 - 5 本契約において、「配偶者」とは、利用者と戸籍上の婚姻関係にある者を良い、「婚約者等」とは、利用者が本契約期間中に当社が指定する書面（電磁的記録によるやり取りも含む。）で届け出た者をいう。

第2条（目的及び精子細胞の所有権）

本契約は、将来に亘って加齢・病気・怪我等による生殖機能が低下するリスクを回避するために、必要な技術・設備を有する当社において利用者の精子細胞を保管することを目的とする。

- 2 利用者及び当社は、精子細胞の所有権が利用者に帰属することを確認する。

第3条（本契約の効力発生）

本契約は、利用者が、利用者の精子細胞に係る事前検査を受け、利用者の精子細胞が次の各号に定める要件（以下「保管要件」という。）に適合した時から効力が発生する。

- 1 B型肝炎、C型肝炎がないこと。
- 2 性感染症がないこと（梅毒、HIV、淋菌性尿道炎、クラミジア性尿道炎）
- 3 精液検査が WHO 基準値に適合し、精子 DNA 断片化指数（DFI）検査の所見が良好で異常がないこと。

第4条（精子細胞の採取及び運搬）

当社は、利用者に対し、精子細胞の保管に必要な書類（手順書を含む。）及び精液採取キットを提供する。

- 2 精子細胞の採取は、当社が提供する精液採取キットを使用し、当社の作成した手順に従って利用者本人が行い、当社指定の運送方法で精子細胞の処理・保管を実施する場所（以下「精子凍結みらいバンクセンター」という。）に送付する。
- 3 当社は、利用者に対し、前二項に定める精子細胞の採取及び運搬方法を詳細に記載した説明書を書面（電磁的記録を含む。）によって交付し、利用者は、当該説明書の内容に同意した旨を当社指定の方法で提出する。

第5条（精子細胞の処理及び保管）

当社は、生殖医療ガイドラインに準じる方法により、精子凍結みらいバンクセンターにおいて、処理時点における有効かつ安全と判断される条件のもと、精子細胞を処理する。

- 2 当社は、生殖医療ガイドラインに準じる方法により、精子凍結みらいバンクセンターにおいて、保管時点における有効かつ安全と判断される条件のもと、前条に従って処理された精子細胞を冷凍し、超低温下で長期保管する。
- 3 当社は、利用者に対し、会員番号、契約者氏名、検査実施日、保管数量、保管期間、保管場所等の保管された精子細胞に係る情報を記載した証明証を発行する。

第6条（保管料の支払い）

利用者は、本契約締結後、当社に対し、本契約別紙から利用者が選択したプランに応じた保管料を支払う。なお、振込手数料は、利用者の負担とする。

- 2 利用者及び当社は、第9条に定める本契約の更新時に、保管料の変更があり得ることを確認する。

第7条（契約期間）

本契約の契約期間は、本契約締結日から【1】年間とする。

第8条（利用者との連絡方法）

当社の利用者に対する通知先は、以下のとおりとする。

- ① 電話番号：
- ② Eメールアドレス：
- ③ その他：

- 2 利用者は、当社に対し、当社の指定する方法により、前項の通知先を変更することができる。
- 3 利用者は、当社に対し、利用者の住民票の写しを提供し、利用者の配偶者及び婚約者等の情報は、次のとおりとする。
 - ① 氏名：
 - ② 住所：
 - ③ 電話番号：
 - ④ Eメールアドレス：

第9条（契約更新）

当社は、本契約の期間満了2か月前までに、前条に定める利用者の通知先宛に、契約期間満了日、契約を更新しうる旨、更新料及び更新後の料金等について記載した書面（電磁的記録によるやり取りを含む。）を通知する。

- 2 利用者は、当社から契約の更新に係る通知があった日から契約期間満了の1週間前までに、書面（電磁的記録によるやり取りを含む。）により本契約の更新を請求することができる。
- 3 当社は、利用者に対し、前条に定める通知先（変更の届出があった場合は変更後の通

知先)に第1条の書面(電磁的記録によるやり取りを含む。)を発送する限り、民法第97条第1項の定めにかかわらず、その不到達の責めを負わない。

- 4 利用者は、本契約の更新後、再度本契約の更新をする場合も、本条の定めに従って行い、以後も、同様とする。
- 5 利用者が本契約を更新しなかった場合、又は、当社が第1項に定める通知をしたにもかかわらず、本契約の利用期間満了後2か月を経過しても利用者と連絡がとれない場合、利用者は、当社が保管している精子細胞を破棄処分することができる旨をあらかじめ承諾する。

第10条(精子細胞の返還依頼)

利用者は、当社に対し、当社指定の精子細胞返還依頼書を提出することにより、精子細胞の全部又は一部の返還を依頼できる。

- 2 利用者が死亡した場合、又は、利用者が精神若しくは身体の障害によって意思能力を喪失した場合、利用者の配偶者又は婚約者等は、当社に対し、当社指定の精子細胞変化に来所を提出することにより、精子細胞の全部又は一部の返還を依頼できる。
- 3 前二項に定める返還依頼を行う場合、利用者又は利用者の配偶者若しくは婚約者等は、当社に対し、返還先となる日本国内の医療機関に所属する担当医師から、当社指定の書面(電磁的記録によるやり取りを含む。)による同意を得なければならない。ただし、当社が、日本国内の医療機関以外を返還先とすることをあらかじめ了承した場合は、この限りではない。
- 4 前三項に基づき、当社が、利用者又は利用者の配偶者若しくは婚約者等に対し、精子細胞の返還を行なう際は、ドライシッパーを使用した輸送を行なう。
- 5 利用者又は利用者の配偶者若しくは婚約者等は、当社に対し、利用契約の定めに従って、精子細胞の全部又は一部の返還費用(前項のドライシッパーを使用した輸送費用を含む。)を支払う。
- 6 当社は、利用者又は利用者の配偶者若しくは婚約者等に対する精子細胞の全部又は一部の返還が違法又は不当な目的でなされた場合、何らの責任も負わない。
- 7 当社は、利用者又は利用者の配偶者若しくは婚約者等に対して全部又は一部を返還した精子細胞を用いた生殖補助医療(体外受精・顕微授精)の結果に関して、何らの責任も負わない。

第11条(解除)

当社は、利用者が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、民法第541条ただし書きにかかわらず、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、当社は、利用者に対して受領した料金の返還義務を負わない。

- 2 当社又は利用者は、民法第542条に定めるもののほか、相手方が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められるとき、反社会的勢力を利用していると認められるとき、反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、自ら又は第三者を利用して詐欺的手法、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき、その他これらに準ずる行為をしたときは、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 前二項に基づく解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。ただし、前項による解除の場合における解除された者からの損害賠償請求権の行使はこの限りではない。

第12条（中途解約）

本契約期間中に、当社が経済的又は医療技術的な観点から本サービスの継続をすることが困難と判断した場合、又は、当社が破産、民事再生、会社更生等の申立てを行なう等の経営上やむを得ない事由が発生した場合、当社は、利用者に対し、3か月前までに書面（電磁的記録のやり取りを含みます。）によって通知することで利用契約を中途解約することができる。

- 2 前項に基づき利用契約が中途解約された場合、当社は、利用者の精子細胞を別の保管場所に移転するか、あるいは、第三者へ保管を再委託しなければならない。
- 3 前項に基づき利用契約が中途解約された場合、当社は、利用者に対し、次条第2項の定めに従って、利用料金の一部を返還する。

第13条（契約の終了及び返戻金等）

本契約は、利用者が死亡したことを当社が認識し、かつ、以下の各事由のいずれかが生じた場合には当然に終了する。

- 1 利用者の配偶者又は婚約者等が、当社が書面（電磁的記録のやり取りを含む。）により定めた期間までに本契約を承継しない場合。
- 2 利用者に配偶者がおらず、かつ、婚約者等の指定がない場合。
- 2 前項に基づき本契約が終了した場合、当社は、利用者の法定相続人に対し、次項に定める通知を受領した翌月以降の保管金のうち、既に受領している分を返還する。ただし、当社は、利用者の法定相続人に対し、返還する保管金に利息を付さない。
- 3 利用者が死亡した場合、当社は、利用者の配偶者又は婚約者等から利用者が死亡した旨を書面（電磁的記録のやり取りを含む。）で受領しない限り、本契約は終了しない。
- 4 第1項に基づき本契約が終了した場合、当社は、保管している利用者の精子細胞を破棄処分することができる。

第14条（契約の承継）

利用者の配偶者又は婚約者等は、利用者の死亡により本契約を承継する際、精子細胞の利用について日本における生殖医療ガイドラインに抵触しないことを誓約する書面（電磁的記録のやり取りを含む。）を提出しなければならない。

第15条（不可抗力免責）

地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、その他の当事者の合理的支配を超えた偶発的事象、又は、精子細胞の運搬時における当社に帰責事由のない不可抗力により、本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能になった場合であっても、当社は何らの責任も負わない。

第16条（秘密保持）

当社は本契約に基づく業務に関して利用者から提供された資料及び本契約締結の結果

得られた情報について、利用者の事前の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

- 2 当社は、前項本文の資料及び情報を、本契約終了後3年間に限り、保管する。

第17条（個人情報の取扱い）

当社は、利用者から取得した個人情報について、精子細胞の処理・保管を適切に行うために利用するものとし、法令等に基づく場合を除いて、利用者の個人情報を利用者の同意を得ることなく第三者（次項で定める外部専門家を含まない。）へ提供してはならない。

- 2 利用者は、前項の個人情報の管理について、当社が外部専門家へ委託することがあることをあらかじめ承諾する。
- 3 当社は、前項の外部専門家に個人情報の管理を委託するにあたっては、委託先における個人情報の管理が安全に図られるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。
- 4 利用者は、当社に対し、当社の個人情報相談窓口へ連絡することにより、第1項の個人情報に関する利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加又は削除、利用の停止・消去及び第三者への提供の停止（以下「開示等」という。）を求めることができる。ただし、法令等の定めによって当社が開示等に応じない場合がある。

第18条（権利及び義務譲渡の禁止）

利用者及び当社は、相手方の書面（電磁的記録のやり取りを含む。）による承諾なくして、本契約に関連して発生する権利及び義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又は承継させてはならない。

第19条（完全合意）

本契約は、本契約の対象事項に関する当事者間の完全な合意を示すものであり、本契約締結までに当事者間でなされた書面、口頭又は默示的になされたあらゆる合意はその効力を失う。

第20条（準拠法及び紛争解決）

本契約の解釈に当たっては、日本法を準拠法とする。

- 2 利用者及び当社は、本契約に定めのない事項、又は本契約に疑義が生じたときは、誠意をもって双方協議のうえ解決するものとし、本契約に関する裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、当社及び利用者は、各記名押印のうえ、各自1通を保有する。

○○○○年○○月○○日

当社 : HDX セルバンク株式会社
東京都新宿区下宮比町 2-28-415
代表取締役 向井 徹

利用者　：お客様の情報